

たとえば

## 交通事故にあった



車・バイク・自転車等による事故で入院することに

たとえば

## ケンカに巻き込まれた



たまたまケンカに巻き込まれてケガをした

国保を  
お使いの  
皆様へ

# 実はそのケガ、その治療には 届出が必要です！

第三者によるケガ等で国保の保険証を使った場合は**市町村等窓口**へ

たとえば

## 他人の犬に咬まれた



散歩中の犬に咬みつかれ、ケガをした

たとえば

## 食中毒になった



飲食店での食事が原因で食中毒になり治療をすることに

第三者の行為によってケガ等をして国保の保険証を用い治療をした場合の治療費は、一時的に国保が立て替えますが、本来は加害者が負担すべきものです。加害者本人やその保険会社の情報が不可欠になります。そのため、**届出が必要**となります（届出は法令で義務づけられています）。福祉医療も同様となります。

秋田県・市町村国民健康保険・国民健康保険組合・後期高齢者医療広域連合  
**秋田県国民健康保険団体連合会**



▲届出はこちらから